

## 第1回犯罪被害者等支援条例検討委員会 議事録

日時：令和7年7月18日（金）

午前9時00から

場所：刈谷市役所 604会室

### 【出席】

大塚委員、福谷委員、青木委員、神谷委員、高田委員、丹羽氏（オブザーバー）

※委員全員出席により、会議は成立

### 【事務局】

石川（くらし安心課長）、内田（くらし安心課課長補佐兼市民相談係長）、大谷（くらし安心課主事）

### 【公開・非公開の別】

公開（傍聴人なし）

### 【議事概要】

自己紹介

議事

#### 1 委員長を選任

- ・事務局より資料に基づき説明
- ・大塚委員の委員長就任について承認

#### 2 委員長職務代理の指名

- ・事務局より資料に基づき説明
- ・委員長は委員長職務代理に福谷委員を指名し、承認

#### 3 会議の公開について

- ・事務局より資料に基づき説明

### 【質疑応答・意見】

委員：報道機関が来ることも想定されるため、傍聴人がどんな人なのか、事前に把握しておくことができると、安心して会議に臨める。配慮頂くことは可能ですか。

事務局：確認します。

委員：公開する議事録は、発言を一言一句記載するのではなく、要約した表現で記載していただきたい。透明性へは理解しているが、他の市の条例策定委員を務めていたときにも、意見を述べる中で自分の個人的な事も関連して述べることもあったため、非公開にさせていただいた。この点についても配慮していただきたい。

事務局：公開する議事録は、複数の委員からの重複を含め、要約して記載する方向で検討します。

#### 4 市内犯罪発生状況、支援・啓発の現況について

- ・事務局より資料に基づき説明

#### 5 刈谷市犯罪被害者等支援条例（案）について

- ・事務局より資料４－１に基づき説明
- ・事務局より資料４－２に基づき予定を説明

#### 【質疑応答・意見】

##### <第1条>

委員：資料には条文とその下に【解説】が記載してある。この【解説】は、委員に対してのものなのか、それとも市民への説明資料としてのものなのか、どちらですか。

事務局：委員会での委員用資料であり、市民向けのパブリックコメントも同じ構成（内容）を予定しています。

委員：条文中に犯罪被害者等基本法に基づく旨の記載をしていない理由はありますか。

事務局：本市の他条例では、法に基づく旨の表記をしていないものが多く、犯罪被害者等基本法には条例を定める義務が規定されていないので、記載しておりません。

委員：犯罪被害者等基本法という言葉を入れてもらいたい。

全国的にも条例を定める根拠として、条文中に犯罪被害者等基本法を記載している条例の方が多いと思う。

市の考えとして、法を根拠しそれに沿った条例の内容にする意味で犯罪被害者等基本法に基づく旨の記載をする選択もある。

条例を策定することは、犯罪被害者等支援の歴史、背景、必要性などを知ってもらう契機になるし、犯罪被害者等基本法と切り離せないものなので、犯罪被害者等基本法に基づく旨の記載があった方が説得力が増すと考えられます。

事務局：犯罪被害者等基本法を表記するよう検討する。併せて第2条第1号及び2号の文言も再検討します。

#### <第2条>

委員：第2号の家族又は遺族の範囲は、法律婚だけでなく事実婚、同性婚も含めるのか検討した上で明確にしておく必要がある。

犯罪被害者等基本法の解説（家族に類するもの）を踏まえると、法律婚だけではなく広い範囲でとらえてもらった方が良い。

条文中に記載する選択肢もある。

事務局：家族の定義を明確にするとともに、解説での記載内容を検討します。

委員：SNSでの情報拡散により被害者の情報がさらされることが、二次被害に繋がると考えるので、二次被害の説明にこのことを表記した方が良い。

報道機関の過剰な取材だけでなくマスメディアの報道により、プライバシーが侵害される事がある。この言葉を追加したい。

事務局：各文言の意味を整理し、重複しないように追加するよう、検討します。

#### <第5条>

委員：解説で「滞在している人」と記載されている。刈谷市民（住民票がある）ではない方も対象とするという意味ですか。

事務局：在住、在勤、在学には当たらないが本市に居る人を対象とする意味を「滞在している人」と表記しました。

#### <第7条>

委員：総合窓口の設置と部署名を明記した条を別で規定して欲しい。

第1項と2項の順を逆にする方が良い。

犯罪被害者等の負担軽減のため、総合窓口で他の部署の関係手続が可能となる仕組みが望ましい。

総合窓口には、専門の職員を配置することを検討して欲しい。

#### <第8条>

委員：国は給付金、愛知県は見舞金、名古屋市は支援金など、国と自治体で名称が異なることで犯罪被害者等が混乱すると思う。刈谷市は「支援金」とした理由は

事務局：条例に基づいた支援であることから、条例名称及び内容に合わせ「支援金」としました。

#### <第10条>

委員：ホームヘルパー派遣や配食サービスなど日常生活の支援は含まれますか。

事務局：具体的な支援は条例には記載せず今後詰めていくが、分類上は「その他の支援」に含まれると考えています。

委員：市営住宅の入居を一時的としている理由は。

事務局：基本的に市営住宅は抽選でのみ入居が可能であるが、災害時等一時的に入居できる制度があるので、犯罪被害者等への住居支援に関しても同様に考えているため一時的としています。

委員：条例施行後は、個別の支援をまとめたものを作ることが有効。

既存のサービスの要件緩和も含めて、幅広い支援を望む。

<第13条>

委員：「努めるものとする」よりも「努めなければならない」の方が前向きな意図が感じられる。

<第15条>

委員：支援を行わない場合について定めることは、一般的なことですか。

事務局：県内及び全国で概ね2／3の自治体が、規定しています。

委員：「犯罪等を誘発したとき」の評価が難しいと考えるが、その中で、この文言があるが故に、犯罪被害者等が委縮し相談できなくなることが懸念される。支援を行わない場合について定める意図と、犯罪等を誘発したときを記載している理由は。

事務局：事件の内容によって、支援することが適切でない場合はあり、また、支援途中で支援することが適切でないことが判明する場合もあることから、理由を説明するために条例中に規定することが必要であると考えています。

また、支援の原資は税金であるため、適正さが求められることから、支援を行わないことができる場合を規定しています。

委員：「支援を行わないことができる」と規定されている範囲内であっても、幅を広げて犯罪の内容や相関関係によっては、「支援を受ける事ができる」という解釈になりますか。

事務局：例えば暴力団同士の抗争等による被害が想定されますが、解釈としては委員の言われたとおりです。個別に丁寧に犯罪内容等を把握したうえで、判断する必要があります。

委員：「社会通念上適切でない」の範囲は市町村の判断となると考えられるので、「犯罪等を誘発したとき」を明記しなくても良い。

解説は、より具体的にした方が良い。

事務局：より、趣旨に沿った条文と分かり易い解説になるよう、検討します。

<その他>

委員：犯罪被害者等支援に繋がる教育を行う旨を規定した条文を追加して欲しい。

## 6 今後の予定について

- ・事務局より説明